

4 建築物等におけるアスベスト含有建材の使用実態の把握

(1) アスベスト使用実態調査の適切な実施及び拡充

ア 吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握、除去等の推進

勧告	説明図表番号
<p>建築物に使用されたアスベスト含有建材の劣化、損傷等によるアスベストの飛散・ばく露を未然に防止し、その除去等を進めていくには、アスベスト含有建材の使用実態を的確に把握する必要がある。</p> <p>民間建築物、学校施設、病院、社会福祉施設等及び地方公共団体所有施設等については、平成17年度に、関係各省において、「アスベスト問題への当面の対応」を受け、主としてレベル1のアスベスト含有建材（吹付けアスベスト、吹付けロックウール等）の使用実態に関して調査^(注1)が行われ、その結果に基づき、「アスベスト問題に係る総合対策」に沿って、順次、除去等の進捗状況のフォローアップが行われている。</p> <p>(注1) 建築物の所有者等に対して、目視や設計図書等を確認することにより当該建築物にアスベスト含有建材が使用されているかを点検し、さらに、目視等による点検においてアスベスト含有建材が使用されているかが特定できない場合、アスベストの含有の有無に関する分析調査を実施することにより、当該使用を的確に把握するように求めている。</p> <p>また、アスベスト含有建材については、当初、主に、アモサイト、クリソタイト及びクロシドライトが吹付け材として使用されているものと考えられていたが、新たにアクチノライト、アンソフィライト及びトレモライト（以下「新3種アスベスト」という。）が建材として使用された事案があることが判明したため、平成20年2月に厚生労働省から関係団体等に分析調査の徹底を求める通知が出された。関係各省は、このような状況の中、上記フォローアップの中で、これら新3種アスベストを含有した建材の使用実態も追加的に調査を行っている。</p> <p>今回、39県市における地方公共団体所有施設、学校施設、病院、社会福祉施設等及び民間建築物について、アスベスト使用実態調査の実施状況、アスベスト使用実態が未判明の施設・建築物に対する指導の状況等を調査したところ、以下のような状況がみられた。</p>	<p>表1-⑥、⑦、⑧、⑬、⑭（再掲）</p> <p>表4-(1)-ア-①</p> <p>表4-(1)-ア-②</p>
<p>(7) 地方公共団体所有施設</p> <p>総務省は、平成17年度に、県市を通じ、8年度以前に竣工した地方公共団体所有施設^(注2)について、レベル1のアスベスト含有建材^(注3)の使用実態調査を実施し、その後、フォローアップを実施している。</p> <p>(注2) 地方公共団体が所有する施設のうち、学校施設、病院及び社会福祉施設等については、それぞれの施設等を対象とする各使用実態調査の対象となっており、これらを除いたものが調査対象とされている。</p> <p>(注3) 使用実態調査の調査対象としているアスベスト含有建材については、表1-⑭参照</p> <p>調査した39県市のうち、38県市においては、上記使用実態調査の結果、飛散・ばく露のおそれが判明したアスベスト含有建材については、全ての施設で除去</p>	<p>表1-⑭（再掲）</p> <p>表4-(1)-ア-③</p>

等の措置が完了している。一方、1県市においては、その所有する9施設について、アスベスト含有建材の使用の有無が判明しておらず、現在、各施設の対応状況を確認中である。

(イ) 学校施設

文部科学省は、平成17年度に、県を通じ、8年度以前に竣工した学校施設等^(注4)について、主にレベル1のアスベスト含有建材^(注3)の使用実態調査を実施し、その後、フォローアップを実施している。

表1-⑭ (再掲)

(注4) 文部科学省所管の公立学校、国立学校、私立学校、所管独立行政法人等を調査対象としており、このうち、今回、当省が調査対象とした公立学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校等)及び私立学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修学校・各種学校等)について、県を通じて使用実態を調査し、フォローアップを実施している。

調査した16県においては、次のとおり、その区域内の公立学校及び私立学校におけるレベル1のアスベスト含有建材等の使用実態がほぼ判明し、飛散・ばく露のおそれが判明した建材の除去等の措置が講じられている。このうち、3県の私立学校8機関については、使用実態調査が未了となっているが、分析調査の実施指導を行うなどの対応がとられていた。

表4-(1)-ア-④

① 公立学校については、飛散・ばく露のおそれが判明したアスベスト含有建材を除去するなど全ての機関で措置済みとなっている。

② 私立学校については、休園中のもを除き、13県において、飛散・ばく露のおそれが判明したアスベスト含有建材を除去するなど全ての施設で措置済みとなっている。一方、残る3県においては、一部の施設について調査費用が捻出できないことから、調査未了のものが計8機関あるものの、各私立学校に対し、アスベストの分析調査を実施するよう指導がなされている。

(ウ) 病院

厚生労働省は、平成17年度に、県を通じ、8年度以前に竣工した病院について、主にレベル1のアスベスト含有建材^(注3)の使用実態調査を実施し、その後、フォローアップ(以下、フォローアップを含め「病院アスベスト使用実態調査」という。)を実施している。

表1-⑭ (再掲)

16県における病院アスベスト使用実態調査の実施状況等を調査したところ、次のとおり、使用された建材にアスベストが含有されているかを確認するための分析調査を要する病院や飛散・ばく露のおそれがあるアスベスト含有建材の除去等が完了していない病院が残存しているにもかかわらず、分析調査や除去等の措置の実施について、適切に指導されていない状況がみられた。

病院アスベスト使用実態調査の結果(平成24年3月30日公表)によると、調査した16県のうち、12県において、①アスベスト含有建材の有無の確認のため分析調査を行う必要があるもの(10県33病院)、②使用が判明したアスベスト含有建材の除去等の措置が完了していないもの(8県19病院)が残っている。

表4-(1)-ア-⑤

<p>これら分析調査が必要な病院及びアスベスト含有建材の除去等の措置が未了の病院について、厚生労働省は、「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査に係るフォローアップ調査の調査結果の公表等について」（平成24年3月30日付け医政指発0330第1号厚生労働省医政局指導課長通知）において、県に対し、病院の管理者等が速やかに分析調査、除去等の措置を講ずるよう指導を行うことを依頼しているが、①分析調査の実施を指導していないもの（3県7病院）、②アスベスト含有建材の除去等の実施を指導していないもの（1県4病院）がみられた。</p>	<p>表4-(1)-ア-⑥</p>
<p>指導を行っていない理由について、調査した県では、記録が残っておらず判然としないものもあるが、アスベスト含有建材の除去等の措置は病院が自主的に行うべきものであり、指導を行う必要はないとするもの（1県）のほか、これまで実施した病院アスベスト使用実態調査の関係資料（厚生労働省に対する報告文書、各病院への照会文書、病院からの回答文書等）が保存されていないため、分析調査を要する病院の特定ができない状態にあるもの（1県）もみられた。</p> <p>しかしながら、病院利用者等のアスベストによる健康被害を未然に防止する上で、アスベスト含有建材の使用の有無の確認、除去等の措置を講じておくことは極めて重要であり、関係資料を確実に保存し、適切な対応が講じられるよう指導していく必要があると考えられる。</p>	<p>表4-(1)-ア-⑤（再掲）</p> <p>表4-(1)-ア-⑦</p>
<p>(I) 社会福祉施設等</p> <p>厚生労働省は、平成17年度に、県市を通じ、8年度以前に竣工した社会福祉施設等について、主にレベル1のアスベスト含有建材^(注3)の使用実態調査を実施し、その後、フォローアップ（以下、フォローアップを含め「社会福祉施設等アスベスト使用実態調査」という。）を実施している。</p> <p>36県市^(注5)における社会福祉施設等アスベスト使用実態調査の実施状況等を調査したところ、次のとおり、i) 使用実態調査が適切に行われていないもの、ii) 使用された建材の分析調査が未了の施設に対する指導が適切に行われていないものがみられた。</p> <p>(注5) 東京都内に所在する社会福祉施設等全体については、東京都がまとめて実施しているため、39県市から3特別区を除いた36県市を調査対象としている。以下「36県市」という。</p> <p>(使用実態調査が適切に行われていないもの)</p> <p>調査した36県市においては、厚生労働省の調査要領に沿って社会福祉施設等アスベスト使用実態調査が行われていたが、一部の県市において、次のとおり、適切に行われていない例がみられた。</p>	<p>表1-⑭（再掲）</p>
<p>① 厚生労働省のフォローアップ調査について、施設管理者等に照会せず、前回報告をそのまま流用して報告するなど、適切に実施されていないもの（5県市）</p>	<p>表4-(1)-ア-⑧</p>

<p>② 厚生労働省が、平成20年5月に新3種アスベストの使用実態を含めて調査するよう通知しているにもかかわらず、それ以降、当該調査を行っていない、又は調査の実施の有無を確認できないもの（3県市）</p> <p>なお、このような事態が発生している理由について、調査した県市では、担当者が調査の実施を失念したこと、事務量の増加を懸念して調査を実施していないこと、関係資料が散逸していること等を挙げている。しかしながら、施設利用者等のアスベストによる健康被害を未然に防止する上で、アスベスト含有建材の有無を的確に把握することは極めて重要であり、改善が求められる。</p> <p>（使用された建材の分析調査が未了の施設に対する指導が適切に行われていないもの）</p>	<p>表4-(1)-ア-⑨</p>
<p>社会福祉施設等アスベスト使用実態調査の結果（平成27年6月5日公表）によると、飛散・ばく露のおそれが判明したアスベスト建材については、調査した36県市の全ての施設で除去等の措置が完了しているが、このうち27県市では分析調査が必要な施設が残っており、その数は、①1施設以上10施設未満が13県市、②10施設以上50施設未満が8県市、③50施設以上100施設未満が3県市、④100施設以上が3県市で、合計1,038施設となっている。</p>	<p>表4-(1)-ア-⑩</p>
<p>こうした分析調査が未了となっている施設について、厚生労働省は、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の第5回フォローアップ調査結果の公表等について（通知）」（平成27年6月5日付け雇児発0605第1号・社援発0605第1号・障発0605第1号・老発0605第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、同社会・援護局長、同社会・援護局障害保健福祉部長及び同老健局長連名通知）において、県市に対し、分析調査の実施時期を把握し、施設の管理者等が適切な措置を講ずるよう指導を徹底することを依頼している。</p>	<p>表4-(1)-ア-⑪</p>
<p>今回、上記1,038施設の中から819施設（主に保育所、高齢者向けのデイサービスセンター、小規模作業所等）を抽出し、県市による分析調査の実施に関する指導状況を調査したところ、特段の指導を行っていないものが13県市に所在する516施設（抽出した819施設の63%）みられた。</p>	<p>表4-(1)-ア-⑩（再掲）</p>
<p>指導が未実施となっている理由について、調査した県市では、民間施設が多く、また、明確な指導権限もないため、費用負担を伴う分析調査を行うよう指導することは難しいこと（8県市）等を挙げている。しかしながら、施設利用者のアスベストによる健康被害を未然に防止する上で、アスベスト含有建材の有無を確定させることは極めて重要であり、アスベストによる健康被害のリスクを十分に説明し、適切な対応が講じられるよう、指導していく必要があると考えられる。</p>	<p>表4-(1)-ア-⑫</p>
<p>(オ) 民間建築物</p> <p>国土交通省は、平成17年度に、県市を通じ、昭和31年から平成元年までに施工された、床面積がおおむね1,000㎡以上の民間建築物について、レベル1のア</p>	<p>表1-⑭（再掲）</p>

スベスト含有建材^(注3)の使用実態調査を実施し、その後、フォローアップを実施している。

39縣市における民間建築物アスベスト使用実態調査の実施状況を調査したところ、次のとおり、i) 使用実態調査が適切に行われていないもの、ii) アスベスト含有建材の使用実態が未判明の建築物に対する指導が適切に行われていないもの、iii) 飛散・ばく露のおそれが判明した建築物に対する指導が適切に行われていないものがみられた。

(使用実態調査が適切に行われていないもの)

調査した39縣市においては、国土交通省の調査要領に沿って民間建築物アスベスト使用実態調査が行われていたが、一部の縣市において、次のとおり、調査対象範囲等が適切でない例がみられた。

① 建築基準法第12条第1項に基づく定期報告^(注6)の対象となる建築物のみを調査対象としているため、1,000㎡を超える建築物で定期報告対象外のもの(例えば、事務所など)におけるレベル1のアスベスト含有建材の使用状況が未把握となっているもの(1縣市)。

表4-(1)-ア-⑬

なお、項目2(1)に掲記したレベル1又はレベル2のアスベスト含有建材が事前調査で適切に把握されずに解体等が開始された事例等52件のうち10件が同県市内で発生した事例であり、このうち5件については、該当建築物が定期報告の対象外であったため、民間建築物アスベスト使用実態調査の対象外となってしまうていた。

(注6) 建築基準法では、建築物等の安全性を確保するため、特定行政庁が指定する建築物等の所有者等は、条例で定める期間ごとに、当該建築物等の損傷、腐食の状況等について、一級建築士等に調査・検査を行わせ、その結果を特定行政庁に報告(定期報告)し、特定行政庁は当該報告の内容を供覧することとされている。

② 国土交通省が、平成20年2月に新3種アスベストの使用実態を含めて調査を行うよう通知しているにもかかわらず、それ以降、当該使用実態の調査を行っていないもの(5縣市)。

表4-(1)-ア-⑭、⑮

③ フォローアップ調査について、平成21年度以降、6年以上にわたり実施していないもの(1縣市)。

表4-(1)-ア-⑯

新3種アスベストの使用実態を調査していない理由について、未調査である縣市の一部では、平成20年以前は新3種アスベストの国内使用が判明していなかったため、それに係る分析調査が必ず行われていることが期待できないにもかかわらず、既往の分析調査において新3種アスベストを含めた分析調査が行われているものと判断したことを挙げている。また、調査対象範囲を限定していることやフォローアップ調査を実施していないこと理由については、縣市の担当者の異動等もあり、判然としない。

しかしながら、民間建築物利用者のアスベストによる健康被害を未然に防止するため、縣市が、所有者によるアスベスト含有建材の調査や除去等の実施を

促す観点から実態把握を行うことは極めて重要であり、改善が求められる。

**(アスベスト含有建材の使用実態が未判明の建築物又は飛散・ばく露のおそれ
が判明した建築物の所有者に対する指導が適切に行われていないもの)**

民間建築物アスベスト使用実態調査の結果（平成27年3月16日時点）をみると、調査した23政令市等においては、調査対象建築物が60,748件、そのうち、17年度の調査以降、アスベスト含有建材の使用状況の報告が得られず、使用実態が不明のままとなっている建築物が6,245件、アスベスト含有建材の使用の有無を確認するために分析調査を行う必要がある建築物が784件、飛散・ばく露のおそれが判明したにもかかわらず、当該アスベスト含有建材について除去等の措置が講じられていない建築物が1,146件残存している。

表4-(1)-ア-⑰

建築物の所有者等からアスベスト含有建材の使用状況の報告が得られず、使用実態が不明のままとなっている建築物については、調査した23政令市等のうち20政令市等において残存しており、その件数は、①1件以上100件未満が9政令市等、②100件以上500件未満が6政令市等、③500件以上1,000件未満が3政令市、④1,000件以上が2政令市等となっている。

表4-(1)-ア-⑱

また、アスベスト含有建材の使用の有無を確認するために分析調査を行う必要がある建築物については、調査した23政令市等のうち15政令市等において残存しており、その件数は、①1件以上10件未満が2政令市等、②10件以上50件未満が8政令市等、③50件以上100件未満が3政令市、④100件以上が2政令市となっている。

表4-(1)-ア-⑲

こうしたアスベストの使用実態が未判明となっている建築物について、国土交通省は、「建築物防災週間における防災対策の推進について（平成26年度下期）」（平成27年1月5日付け国住指第3594号国土交通省住宅局長通知）において、県を通じて政令市等に対し、建築物の所有者等に、必ず、電話連絡、文書による督促、現地立入調査等を実施するよう依頼しているが、3政令市（1,274件）については、その所有者等に対し、調査結果の報告や分析調査の実施を督促するなどの対応を特段行っていない。

表4-(1)-ア-⑳

特段の対応を行っていない理由について、調査した政令市では、建築物の所有者等の連絡先が不明（3政令市）であることを挙げているが、連絡先を調べたり、現地に赴いて建築物の現状を把握したりするなどの対応はとっていない。

表4-(1)-ア-㉑

一方、アスベストの使用実態が未判明となっている建築物の解消に努めている政令市等の対応状況をみると、現地訪問等を行って指導した結果、所有者等から報告がなされ、未判明の建築物が減少した例もみられた（2政令市）。このような状況を踏まえると、アスベスト含有建材の使用実態が不明である建築物の解消に当たっては、丁寧な対応が重要と考えられる。

表4-(1)-ア-㉒

さらに、民間建築物アスベスト使用実態調査の結果、飛散・ばく露のおそれが判明したアスベスト含有建材については、それを使用している建築物の所有者等による除去等の措置が求められるが、調査した23政令市等の中で、全ての

表4-(1)-ア-⑰（再掲）、⑳

<p>対象建築物が措置済みとなっているものは1政令市のみで、残る22政令市等においては、飛散・ばく露のおそれが判明したにもかかわらず、アスベスト含有建材の除去等の措置が講じられていない建築物が残存しており、その件数は、①1件以上10件未満が3政令市等、②10件以上50件未満が11政令市等、③50件以上100件未満が4政令市、④100件以上が4政令市となっている。</p> <p>こうしたアスベストの飛散・ばく露のおそれが判明した建築物について、国土交通省は、「建築物防災週間における防災対策の推進について（平成26年度下期）」において、県を通じて政令市等に対し、建築物の所有者等に、必ず、電話連絡、文書による督促、現地立入調査等を実施するよう依頼しているが、2政令市（135件）については、その所有者等に対し、除去等の措置を求めるなどの対応を特段行っていない。</p> <p>特段の対応を行っていない理由について、調査した政令市では、関係資料が残っていないため指導を要する建築物の特定ができないこと（1政令市）、建築物の所有者等の連絡先を把握していないこと（1政令市）を挙げているが、現地訪問するなどにより建築物の特定や所有者等の連絡先を調べるなどの対応はとっていない。</p> <p>一方、所有者等に対して除去等の措置を講ずるよう指導等を行っている県市の対応状況をみると、所有者等に対して現地訪問するなどにより個別に除去等の必要性を説明した結果、除去等が進んだ例もみられた（2政令市）。このような状況を踏まえると、飛散・ばく露のおそれがあるアスベスト含有建材の除去等の措置を促進していくに当たっては、丁寧な対応が重要と考えられる。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、厚生労働省及び国土交通省は、病院、社会福祉施設等及び民間建築物におけるアスベストの使用実態を的確に把握し、その除去等を進める観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 厚生労働省は、病院アスベスト使用実態調査について、県に対し、その関係資料を確実に保存するよう周知徹底するとともに、分析調査及びアスベスト含有建材の除去等の措置が未了の病院において適切な対応が講じられるよう、改めて指導の徹底を図るよう要請すること。</p> <p>また、厚生労働省は、県市に対し、新3種アスベストの使用実態の把握を含め、社会福祉施設等アスベスト使用実態調査を適切に実施し、その関係資料を確実に保存するよう周知徹底するとともに、分析調査が未了の施設において適切な対応が講じられるよう、改めて指導の徹底を図るよう要請すること。</p> <p>② 国土交通省は、県市に対し、新3種アスベストの使用実態の把握を含め、民間建築物アスベスト使用実態調査を適切に実施するよう周知徹底するとともに、アスベスト含有建材の使用実態がまだ判明していない建築物及び飛散・ばく露のおそれが判明した建築物については、所有者等の連絡先を把握し、所有者等に理解を求めるなど、適切な対応が講じられるよう、改めて指導の徹底を図るよう要請すること。</p>	<p>表4-(1)-ア-⑳(再掲)</p> <p>表4-(1)-ア-㉔</p> <p>表4-(1)-ア-㉕</p>
---	---

表4-(1)-ア-① 「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査について（依頼）」（平成17年8月1日付け医政発第0801004号厚生労働省医政局長通知）（抜粋）

医政発第0801104号
平成17年8月1日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査について（依頼）

（略）

（別紙）

病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査要領

2. 調査対象建材等

(2) 調査対象建材の特定方法

設計図書等に基づき、その建築物に使用されている建材が調査対象建材に該当するか否かについて検討を行い、調査対象建材及びその使用部位を特定する。その際、いわゆる「吹付けアスベスト（石綿）」又は「吹付けロックウール」と呼ばれているものについては、下記に示す品目例に示すものに該当するか否かが、一つの具体的判断基準と考えられる。ただし、この品目例の他にも調査対象建材に該当するものがある可能性があるため、必要に応じて分析調査を行い、調査漏れのないように留意すること。

（中略）

注) なお、「吹付けひる石（バーミキュライト）」、「折板裏打ちアスベスト（石綿）断熱材」等と呼ばれているものについては、判断基準の参考となる資料を示すことができないので、調査対象建材の特定に当たっては、必要に応じて分析調査を行い、調査漏れのないように留意すること。

（以下、略）

（注） 下線は当省が付した。

表4-(1)-ア-② 「石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について」(平成20年2月6日付け基安化発第0206003号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知)(抜粋)

基安化発第0206003号
平成20年2月6日

都道府県労働局
労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長
(契印省略)

石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について

石綿の種類には、アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライトがあることとされ、すべての種類の石綿及びこれをその重量の0.1%を超えて含有する物(以下「石綿等」という。)を石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。)等に基づく規制の対象としているところである。

石綿則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査(以下「分析調査」という。)については、平成18年8月21日付け基発第0821002号「建材中の石綿含有率の分析方法について」(以下「18年0821002号通達」という。)において、J I S A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」(以下「J I S法」という。)等を示しているところである。

建材中に使用された石綿は、主にアモサイト、クリソタイル及びクロシドライト(以下「クリソタイル等」という。)とされてきたことや、J I S法の1.の「適用範囲」において「対象アスベストは、主にクリソタイル、アモサイト及びクロシドライトとする」とされていること等から、分析調査において、アクチノライト、アンソフィライト及びトレモライト(以下「トレモライト等」という。)を対象としていない場合が見受けられるところであるが、最近になって、建築物における吹付け材からトレモライト等が検出された事案があることが判明し、石綿ばく露防止対策等に万全を期す観点から、分析調査の徹底が求められるところである。

については、分析調査について、下記のとおり取り扱うこととしたので、貴局管内の作業環境則て機関等の分析機関並びに建築物等の解体等の作業を行う事業者及び関係事業者団体に対し周知を図り、分析調査の的確な実施に遺漏なきを期されたい。

なお、関係事業者団体等に対して、別添のとおり要請したので了知されたい。

記

1 分析調査においては、対象をクリソタイル等の石綿に限定することなく、トレモライト等を含むすべての種類の石綿とすること。

(以下、略)

(注) 下線は当省が付した。

表4-(1)-ア-③ 地方公共団体が所有する施設においてアスベストの分析調査が未実施とされている施設の調査状況 (単位：施設)

No.	県市名	調査対象	調査終了	未分析	調査状況	アスベスト含有建材無し	アスベスト含有建材有り	
							飛散・ばく露のおそれ有り	
1	京都市	728	719	9	各施設の対応状況について確認中	680	39	0

(注) 総務省自治行政局の資料及び当省の調査結果に基づき、作成した。

表4-(1)-ア-④ 私立学校等における吹付けアスベスト等の対策状況フォローアップ調査等の結果（平成26年10月1日時点）及びアスベストの分析調査が必要な私立学校に対する指導状況 (単位：機関)

No.	県市名	調査対象	調査終了	アスベスト含有建材無し	アスベスト含有建材有り	飛散・ばく露のおそれ有り (要除去等)	調査未了(要分析調査)	指導状況
1	東京都	1,785	1,784	1,681	103	0	1	有
2	愛知県	766	760	720	40	0	6	有
3	熊本県	192	191	182	9	0	1	有

(注) 1 文部科学省の資料及び当省の調査結果に基づき、作成した。

2 私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校・各種学校等について集計している。

3 「指導状況」欄は、調査未了（要分析調査）機関に対する分析調査実施の指導の有無について記載している。

表4-(1)-ア-⑤ 病院アスベスト使用実態調査（平成24年3月30日公表）においてアスベストの分析調査が必要な病院又は除去等が措置未了の病院の所有者等に対するその後の指導状況 (単位：病院)

No.	県市名	調査対象	未判明(要分析調査)		アスベスト含有建材無し	アスベスト含有建材有り	飛散・ばく露のおそれ有り (除去等未完了)	指導状況
				指導状況				
1	北海道	500	3	有	410	87	0	—
2	宮城県	105	0	—	74	31	1	有
3	埼玉県	304	4	有	232	68	2	有
4	千葉県	234	4	×	188	42	1	有
5	東京都	487	4	有	366	117	6	有
6	神奈川県	282	2	×	219	61	0	—
7	新潟県	100	0	—	85	15	0	—
8	静岡県	142	0	—	110	32	0	—
9	愛知県	266	1	×	193	72	4	×
10	京都府	147	0	—	103	44	0	—

No.	県市名	調査対象	未判明 (要分析調査)	指導 状況	アスベスト 含有建材無 し	アスベスト 含有建材有 り	飛散・ばく露 のおそれ有り (除去等未完了)	
								指導 状況
11	大阪府	482	10	有	367	105	3	有
12	兵庫県	340	0	—	277	63	1	有
13	岡山県	165	1	有	130	34	1	有
14	広島県	213	1	有	174	38	0	—
15	福岡県	406	3	有	343	60	0	—
16	熊本県	192	0	—	162	30	0	—
合 計		4,365	33 (7)	—	3,433	899	19 (4)	—

- (注) 1 厚生労働省の資料及び当省の調査結果に基づき、作成した。
- 2 「指導状況」欄は、分析調査の実施やアスベスト含有建材の除去等の措置について指導している場合には「有」、分析調査や除去等の措置を実施していない病院に対して指導していない場合は「×」としている。
- 3 「合計」欄の()内は、分析調査の実施やアスベスト含有建材の除去等の措置についての指導が行われていない病院数である。
- 4 網掛けは、分析調査の実施についての指導を行っていない県市である。

表4-(1)-ア-⑥ 「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査に係るフォローアップ調査の調査結果の公表等について」（平成24年3月30日付け医政指発0330第1号厚生労働省医政局指導課長通知）（抜粋）

医政指発0330第1号 平成24年3月30日
各都道府県衛生主管部（局）長 殿
厚生労働省医政局指導課長
病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査に係る フォローアップ調査の調査結果の公表等について
<p>病院におけるアスベスト（石綿）対策については、「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の公表及び今後の対応について」（平成20年9月1日医政発第0911001号）などにより、従来から適切な対応をお願いしてきたところであり、その後、「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査に係るフォローアップ調査について」（平成21年12月3日医政指発第1203号第1号）により使用実態調査のその後の状況について、再度フォローアップ調査をお願いし、平成22年3月17日にその調査結果を公表するとともに、「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査に係るフォローアップ調査の調査結果の公表等について」（平成22年3月17日医政指発0317第1号）において、「分析調査中の病院」及び「ばく露のおそれがある場所を有する病院で措置状況が措置予定又は未定の病院」について適切な指導に努めるようお願いしてきたところです。</p> <p>さらに、「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査に係るフォローアップ調査について（依頼）」（平成24年2月3日医政指発0203第1号）により、使用実態調査のその後の状況について</p>

再度フォローアップしたところですが、別添のとおり、その結果を取りまとめ公表しましたのでご連絡いたします。(別添、厚生労働省ホームページにも掲載)

今回の調査結果において、「ばく露のおそれがある場所」を保有し、未だ措置状況が「措置予定」又は「未定」となっている病院については、速やかにアスベストの除去等法令に基づき適切な措置を講じるよう引き続き指導するとともに、除去等を行うまでの間は、立入禁止、管理上立ち入る際には防塵マスクの着用義務化等アスベスト（石綿）等の粉じんの飛散によるばく露を回避するための措置を徹底するよう指導をお願いいたします。

また、「分析調査中」の病院については、早期にアスベストの使用状況を明らかにし状況に応じた適切な指導をお願いいたします。

さらに、アスベストに係る今後の対応等については、上記の平成20年9月11日医政発第0911001号通知や先般の全国医政関係主管課長会議等を踏まえ、引き続き適切に対応していただきますようお願いいたします。

(別添、略)

(注) 下線は当省が付した。

表4-1)-ア-⑦ 病院に対して指導を行っていない理由

No.	県名	概要
1	神奈川県	神奈川県では、病院はその性格上、アスベストがある場合その除去等必要な措置を迅速・的確に実施すべき施設であり、それをいつ実施するか等については、アスベストのばく露のおそれの大きさやアスベストがある場所等を総合的に勘案して、病院が自主的に判断すべき事項であり、行政機関が指導・要請を行うのにはなじまないのではないかとしている。また、仮に、ばく露のおそれが大きい場合等には、病院が適切な対応を取るのではないかとしている。
2	千葉県	千葉県では、直近の病院アスベスト使用実態調査結果（平成24年3月30日公表）において未判明となっている4病院について、病院アスベスト使用実態調査の厚生労働省への報告文書、病院への依頼文書、病院からの回答文書等関係資料が保存されていないため、未判明となっている4病院の名称や所在地を把握しておらず、該当する病院を特定できないとしている。このため、同県では、これらの4病院に対する分析調査の実施に関する今後の指導が困難な状況にある。

(注) 当省の調査結果による。

表4-1)-ア-⑧ 社会福祉施設等アスベスト使用実態調査が適切に行われていない例

No.	県市名	概要
1	大阪府 (①)	大阪府では、平成26年1月の社会福祉施設等アスベスト使用実態調査第5回フォローアップ調査の報告の際、厚生労働省の老健局が所管している施設（養護老人ホーム等26種類の施設）について、アスベストの分析調査が未実施である施設が29施設存在するにもかかわらず、これらの施設管理者に照会せず、前回調査（第4回フォローアップ調査）時の報告をそのまま流用して報告している状況がみられた。府は、当時の担当者が当該調査を失念しており、報告期限が迫っていたことから、前回調査時と同一の内容で報告せざるを得なかったとしている。

No.	県市名	概要
2	札幌市 (①)	<p>札幌市は、社会福祉施設等アスベスト使用実態調査第5回フォローアップ調査において、分析調査予定としている7施設については、少なくとも平成22年2月のフォローアップ調査から、施設管理者等に照会していないとしている。この理由について、同市は、フォローアップ調査の指示内容を適切に理解していなかったため、フォローアップ調査は時点更新するのみの取組であると誤認識し、廃止となった施設かどうかを確認するのみの対応にとどまっていたとしている。</p>
3	千葉市 (①、②)	<p>千葉市は、平成26年1月に社会福祉施設等アスベスト使用実態調査第5回フォローアップ調査について回答した際、「ばく露のおそれあり」の施設については全て除去等の措置について実施済みとしており、また、アスベスト分析調査も調査済として回答している。</p> <p>しかしながら、地域活動支援センター（障害関係施設）に区分される4施設のうち、平成8年度以前に竣工されたものが2施設あり、調査対象施設となるにもかかわらず、調査対象施設に計上せず、同センターに関する調査対象施設は0施設と報告しており、正しい報告がなされていない。</p> <p>また、同市は、本来、調査対象とすべきだった2施設についてアスベストの使用状況等を確認したところ、1施設については設計図書等で確認の結果、アスベストが使用されていないことを確認した。しかし、残りの1施設については目視による確認や設計図書等の確認ではアスベストの含有の有無について確認できなかったため、分析調査を実施したが、新3種アスベストの分析調査を実施したかについては確認できなかった。</p>
4	川崎市 (①、②)	<p>川崎市は、平成21年度に放課後児童健全育成事業実施施設について、3施設から折板裏打ちアスベスト断熱材が発見されているにもかかわらず、社会福祉施設等アスベスト使用実態調査第5回フォローアップ調査において、全調査対象施設を「設計図書等で確認の結果、アスベストが使用されていない」欄に計上されており、正しい報告がなされていない。</p> <p>また、同市は、保育所について、平成17年度の社会福祉施設等アスベスト使用実態調査ではアスベストが使用されている施設数を4施設と報告しているが、第5回フォローアップ調査では調査対象施設を0施設と報告しており、正しい報告がなされていない。資料等が残っていないため詳細は確認できないものの、厚生労働省に対する回答の記載方法等を理解せず回答してしまったことが原因と考えられる。</p> <p>さらに、同市は、調査対象となる民営保育所（48施設）及び認可外保育所（165施設）の新3種アスベストの使用実態調査の実施について資料等が残っていないため不明としている。同市は、通常、厚生労働省から民営保育所に関する依頼や通知があった場合、民営保育所にこれらの通知を送付し、該当がある場合は報告してほしいといった照会しているとしている。しかし、同市は、資料等が残っていないため、調査の実施状況の確認が困難な状況にあり、当時、各保育所に対する調査が不十分だったのではないかとしており、各施設の新3種アスベストの使用実態調査の実施状況を確認する必要があるのではないかとしている。これらのことから、同市では、新3種アスベスト使用実態調査が実施されたかを確認できず、調査の実施が不十分な状況となっている。</p>
5	神戸市	<p>神戸市では、平成17年度の使用実態調査以降、廃止した施設は把握しているが、</p>

No.	縣市名	概要
	(①、②)	事務量が膨大となるとして、フォローアップ調査の結果を更新していないとしている。このため、同市は、新3種アスベストの使用実態調査について実施していない。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「縣市名」欄の()の数字は、項目4(1)ア(エ)の「使用実態調査が適切に行われていないもの」の①②のいずれの事例に該当するかを示している。

表4-(1)-ア-⑨ 「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査」（平成20年5月9日付け雇児発第0509002号、社援発第0509002号、障発第0509002号、老発第0509002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、同社会・援護局長、同社会・援護局障害保健福祉部長及び同老健局長連名通知）（抜粋）

	雇児発第0509002号 社援発第0509002号 障発第0509002号 老発第0509002号 平成20年 5月 9日
都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 厚生労働省老健局長
社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査	
<p>社会福祉施設等におけるアスベスト（石綿）対策については、入所者等の安全対策に万全を期すため、平成17年8月に「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査」を、さらに、「労働安全衛生法施行令」及び「石綿障害予防規則」の一部改正を受けて「石綿をその重量の0.1を超えかつ1%以下を含有する吹付けアスベスト等」を対象とした使用実態調査（補足調査）をお願いし、その結果及びその後のフォローアップ調査の結果を公表するとともに、「ばく露のおそれのある場所」を保有している社会福祉施設等については、法令等に基づき適切な措置を講じるよう指導するなど、適切な対応をお願いしてきたところです。</p> <p>今般、アスベストのうち、一般的に使用されていたとされているアモサイト、クリソタイル及びクロシドライト以外のトレモライト等のアスベストが建築物の吹付け材から検出されたこと、また、総務省行政評価局より「アスベスト対策に関する調査結果に基づく勧告」が行われ、エレベータ昇降路内のアスベスト含有建材の使用状況が確認されていない等の指摘が行われたところです。</p> <p>これに対し、留意すべき事項については、本日、「社会福祉施設等におけるアスベスト（石綿）対策の徹底について」により通知したところですが、こうした状況を踏まえたアスベスト使用実態調査については、アスベスト問題に関する関係省庁連絡会議においてもその必要性が確認され、厚生</p>	

労働省としては入所者等の安全対策に万全を期すため、6種類のアスベスト（石綿）に係る使用実態調査を実施することとしました。

貴都道府県・指定都市・中核市におかれましては、労働関係部局、建築関係部局、医療関係部局等とも連携し、管内の社会福祉施設等に対し、別紙「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査要領」に基づく調査を依頼していただくとともに、その調査結果を集計のうえ、平成20年6月30日（月）までに提出いただきますようお願いいたします。

（別紙、略）

（注） 下線は当省が付した。

表4-(1)-ア-⑩ 社会福祉施設等アスベスト使用実態調査（平成27年6月5日公表）におけるアスベストの分析調査が必要な施設数及びこれらの施設に対する指導状況

（総括表）

分析調査が必要な施設数	縣市数 (縣市名)	管内において分析調査が必要な社会福祉施設について未指導
1～9	13縣市 (北海道、埼玉県、岡山県、広島県、福岡県、熊本県、仙台市、さいたま市、川崎市、新潟市、浜松市、堺市、北九州市)	3縣市 (広島県、福岡県、浜松市)
10～49	8縣市 (千葉県、神奈川県、静岡県、愛知県、兵庫県、札幌市、名古屋市、岡山市)	5縣市 (神奈川県、静岡県、愛知県、札幌市、名古屋市)
50～99	3縣市 (大阪府、京都市、神戸市)	3縣市 (大阪府、京都市、神戸市)
100～	3縣市 (東京都、横浜市、大阪市)	2縣市 (横浜市、大阪市)
合計	27縣市	13縣市

（注） 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

(個別表)

(単位：施設)

No.	県市名	調査対象	アスベスト含有建材無し	アスベスト含有建材有り	飛散・ばく露のおそれ有り	未判明 (要分析調査)	うち、当省が指導状況を調査	
							うち、未指導	
1	北海道	3,534	3,442	88	0	4	4	0
2	宮城県	939	895	44	0	0	—	—
3	埼玉県	2,859	2,661	191	0	7	7	0
4	千葉県	3,202	2,927	226	0	49	49	0
5	東京都	8,234	7,460	614	0	160	160	0
6	神奈川県	1,748	1,606	106	0	36	18	17
7	新潟県	1,825	1,707	118	0	0	—	—
8	静岡県	1,176	1,027	103	0	46	46	46
9	愛知県	4,421	4,191	203	0	27	27	1
10	京都府	1,240	1,160	80	0	0	—	—
11	大阪府	4,167	3,880	212	0	75	75	75
12	兵庫県	2,085	1,902	165	0	18	18	0
13	岡山県	1,013	949	56	0	8	8	0
14	広島県	1,753	1,641	104	0	8	8	8
15	福岡県	2,412	2,264	142	0	6	6	6
16	熊本県	2,082	2,015	59	0	8	8	0
17	札幌市	1,138	1,067	49	0	22	8	7
18	仙台市	525	501	20	0	4	4	0
19	さいたま市	449	425	17	0	7	2	0
20	千葉市	373	345	28	0	0	—	—
21	横浜市	1,413	1,160	72	0	181	1	1
22	川崎市	712	701	10	0	1	1	0
23	相模原市	388	367	21	0	0	—	—
24	新潟市	632	608	23	0	1	1	0
25	静岡市	248	234	14	0	0	—	—
26	浜松市	372	351	20	0	1	1	1
27	名古屋市	846	791	45	0	10	10	10
28	京都市	798	680	49	0	69	69	69
29	大阪市	1,531	1,310	44	0	177	176	176
30	堺市	285	264	19	0	2	2	0
31	神戸市	810	687	24	0	99	99	99
32	岡山市	342	312	19	0	11	11	0
33	広島市	616	588	28	0	0	—	—
34	福岡市	560	530	30	0	0	—	—
35	北九州市	948	919	28	0	1	0	0
36	熊本市	466	445	21	0	0	—	—
合 計		56,142	52,012	3,092	0	1,038	819 (79%)	516 (63%)

- (注) 1 厚生労働省の資料及び当省の調査結果に基づき、当省が作成した。
- 2 「合計」欄の「うち、当省が指導状況を調査」の（ ）内は「未判明（要分析調査）」に対する割合、「うち、未指導」の（ ）内は「うち、当省が指導状況を調査」に対する割合である。
- 3 網掛けは、分析調査の実施についての指導を行っていない県市である。

表4-(1)-ア-⑪ 「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の第5回フォローアップ調査結果の公表等について（通知）」（平成27年6月5日付け雇児発0605第1号・社援発0605第1号・障発0605第1号・老発0605第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、同社会・援護局長、同社会・援護局障害保健福祉部長及び同老健局長連名通知）（抜粋）

雇児発0605第1号
社援発0605第1号
障 発0605第1号
老 発0605第1号
平成27年6月5日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
厚生労働省老健局長
(公印省略)

社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の
第5回フォローアップ調査結果の公表等について

社会福祉施設等におけるアスベストの対応については、平成20年5月9日付「社会福祉施設等におけるアスベスト（石綿）対策の徹底について」、平成20年9月11日付「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の結果の公表及び今後の対応について」、平成21年10月9日付「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査のフォローアップ調査結果の公表等について」、平成22年11月9日付「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の第2回フォローアップ調査結果の公表等について」及び平成26年1月22日付「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の第4回フォローアップ調査結果の公表等について」により通知し、従来より適切な対応をお願いしているところです。

今般、平成26年1月29日付「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の第5回フォローアップ調査について（事務連絡）」に基づき、第5回フォローアップ調査を行い、別添のとおり調査結果（平成26年1月末時点）をとりまとめ、公表しましたのでお知らせします（自治体別、施設別等詳細は、厚生労働省ホームページに掲載）。

今回のフォローアップ調査の結果、1,321施設が未だ分析を実施していないことが判明しました。各自治体におかれては、これら施設における分析調査の実施時期を把握し、適切な措置を講じるよう指導の徹底を行い、アスベスト対策に万全を期すようお願い申し上げます。

なお、次回のフォローアップ調査については、今後検討の上お伝えする予定ですので、ご了承ください。

(注) 下線は当省が付した。

表4-(1)-ア-⑫ 社会福祉施設等に対する指導が行われていない理由

区 分	縣市数 (縣市名)
民間施設が多く、また、明確な指導権限もないため、費用負担を伴う分析調査を行うよう指導することは難しい。	8縣市 (神奈川県、愛知県、大阪府、広島県、浜松市、京都市、大阪市、神戸市)
フォローアップ調査の指示内容を誤認識していたため、指導していない。	1縣市 (札幌市)
平成17年当時やその後の状況が不明であり状況を把握できておらず、アスベストの分析調査を指導するに至っていない。	1縣市 (横浜市)

(注) 当省の調査結果による。

表4-(1)-ア-⑬ 民間建築物アスベスト使用実態調査の対象を定期報告の対象建築物に限定している例

No.	県市名	概 要
1	札幌市	<p>札幌市は、民間建築物アスベスト使用実態調査について、建築確認申請台帳では現在の所有者等が全て把握できず、所有者等の把握に多大な労力を要することから、定期報告データベースにある平成元年以前に建築された木造以外の建築物^(注2)を調査対象として、民間建築物アスベスト使用実態調査を実施したとしている。</p> <p>このため、定期報告の対象とならない建築物は1,000㎡以上のものであっても調査対象とならないことから、国土交通省の民間建築物アスベスト使用実態調査で対象としている昭和31年頃から平成元年までに施工された1,000㎡以上の建築物の一部しか調査されていない状況がみられた。</p> <p>なお、項目2(1)に掲記したレベル1又はレベル2のアスベスト含有建材が事前調査で適切に把握されずに解体等が開始された事例52件のうち10件が同市内で発生した事例であり、このうち5件については、該当建築物が定期報告の対象外であったため、民間建築物アスベスト使用実態調査の対象外となってしまうていた。</p> <p>(注) 1 表2-(1)-⑧(個別表)のNo.1～10参照。うちNo.1、2、7、8、10が定期報告の対象外。 2 札幌市における平成27年度の定期報告の対象となる民間建築物は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 学校又は体育館： <ul style="list-style-type: none"> 3階以上の階に存するもの(床面積の合計が100㎡以下のものを除く。)又は床面積の合計が5,000㎡以上のもの ② 病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る、老人ホーム又は政令第19条第1項に規定する児童福祉施設等)： <ul style="list-style-type: none"> 3階以上の階に存するもの(床面積の合計が100㎡以下のものを除く。)又は床面積の合計が500㎡以上(児童福祉施設等で通所のみにより利用するものにあつては、1,000㎡以上)のもの ③ 劇場、映画館、演芸場、観覧場(屋外は除く)、公会堂又は集会場： <ul style="list-style-type: none"> 3階以上の階に存するもの(床面積の合計が100㎡以下のものを除く。)又は床面積の合計が200㎡以上のもの ④ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店： <ul style="list-style-type: none"> 3階以上の階に存するもの(床面積の合計が100㎡以下のものを除く。)又は床面積の合計が500㎡以上のもの ⑤ 百貨店、マーケット又は物品販売業を営む店舗(床面積が10㎡以内のものを除く)： <ul style="list-style-type: none"> 3階以上の階に存するもの(床面積の合計が100㎡以下のものを除く。)又は床面積の合計が1,000㎡以上のもの ⑥ 旅館又はホテル： <ul style="list-style-type: none"> 3階以上の階に存するもの(床面積の合計が100㎡以下のものを除く。)又は床面積の合計が300㎡以上のもの ⑦ 下宿、共同住宅又は寄宿舍：3階以上のもので、かつ、床面積の合計が1,000㎡以上のもの ⑧ 事務所その他これに類するもの：5階以上のもので、かつ、床面積の合計が1,500㎡以上のもの ⑨ 地下街(要件なし)

(注) 当省の調査結果による。

表4-(1)-ア-⑭ 「民間建築物における吹付けアスベストの飛散防止対策等の徹底について」（平成20年2月26日付け国住指第4102号国土交通省住宅局建築指導課長通知）（抜粋）

国住指第4102号
平成20年2月26日

都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

民間建築物における吹付けアスベストの飛散防止対策等の徹底について

民間建築物における吹付けアスベストの使用実態把握と飛散防止対策については、かねてよりご尽力いただいているところであるが、最近になって、建築物の吹付け材からアクチノライト、アンソフライト及びトレモライト（以下「トレモライト等」という。）が検出された事案があることが判明し、去る2月6日に、厚生労働省より石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について、別紙のとおり都道府県労働局及び関係事業者団体等に通知がなされたところである。

については、貴職におかれても、下記により必要な措置を講じ、民間建築物における吹付けアスベストの使用実態把握と飛散防止対策に遺憾なきようお願いする。

貴職におかれては、貴管内市町村に対しても、この旨周知方をお願いする。

記

1. 今後実施する分析調査について

平成17年7月14日付け国住指第1049号、同年8月8日付け国住指第1250号等においてお願いしている民間建築物における吹付けアスベストに関する調査（以下、「実態把握調査」という。）の結果報告がない建築物の所有者等に対して、これから分析調査を行う場合は対象をアモサイト、クリソタイル及びクロシドライト（以下、「クリソタイル等」という。）に限定せず、トレモライト等を含むすべての種類の石綿を対象とするよう指導すること。

2. 過去に実施した分析調査について

① すでに分析調査を実施した建築物の所有者等に対して、実施した分析調査がトレモライト等も対象としていたか否かを速やかに確認するよう要請すること。

なお、すでに飛散防止対策を講じている場合は、当該部位について改めて確認する必要はない。

② ①による確認の結果、実施した分析調査がトレモライト等を対象としていないことが判明した場合は、別紙に準拠し再調査等を行うよう指導すること。

なお、再調査等が必要となる建築物が多数となる場合は、特に吹付けアスベストの劣化・損傷が進んでいる建築物や、使用頻度の高い室等に露出してアスベストの吹付けがなされている建築物の所有者等を優先して指導するなど、計画的に対応すること。

<p>3. その他</p> <p>1. による調査又は2. ②による再調査を実施した建築物の所有者等に対して、調査の結果を適切に保存するよう指導すること。</p> <p>別紙 (略)</p>

(注) 下線は当省が付した。

表4-(1)-ア-⑮ 平成20年2月に新3種アスベストの使用実態を含めて調査を行うよう通知しているにもかかわらず、それ以降、当該使用実態の調査を行っていない例

新3種アスベストを調査対象としていないもの (縣市名)	5縣市 (静岡県、静岡市、浜松市、大阪市、堺市)
新3種アスベストを調査対象としていない理由	平成20年以前は新3種アスベストの国内使用が判明していなかったにもかかわらず、それ以前に分析調査が実施されたものについては、新3種アスベストの含有調査が行われていると判断し、民間建築物アスベスト使用実態調査の調査対象としなかった (又は上記の判断をした県の依頼に従って調査対象としなかった。) (4縣市 (静岡県、静岡市、浜松市、大阪市))

(注) 当省の調査結果による。

表4-(1)-ア-⑯ 民間建築物アスベスト使用実態調査のフォローアップ調査を実施していない例

縣市 (縣市名)	未実施となっている時期
1縣市 (京都府)	平成21年度以降未実施

(注) 当省の調査結果による。

表4-1(1)-ア-① 未報告・未分析・未措置建築物の所有者等に対する指導状況（平成27年3月16日時点）

(単位：件)

No.	政令市名	調査対象	未報告	報告済	未分析 (要分析調査)	露出している吹付け アスベスト等有り	措置		
							指導により措置済	未措置	
1	札幌市	3,459	64	3,395	70	295	139	156	
2	仙台市	2,885	247	2,638	0	380	252	128	
3	さいたま市	1,972	50	1,922	0	64	48	16	
4	千葉市	2,140	652	1,488	99	94	83	11	
5	千代田区	902	166	736	23	37	22	15	
6	新宿区	2,310	1,019	1,291	2	117	94	23	
7	大田区	178	41	137	0	16	13	3	
8	横浜市	1,269	1	1,268	8	102	102	0	
9	川崎市	2,009	0	2,009	36	91	69	22	
10	相模原市	1,397	0	1,397	11	76	51	25	
11	新潟市	1,591	154	1,437	16	155	147	8	
12	静岡市	1,836	17	1,819	未調査	61	43	18	
13	浜松市	1,876	0	1,876	未調査	120	101	19	
14	名古屋	6,540	1,433	5,107	151	374	289	85	
15	京都市	5,135	882	4,253	57	327	190	137	
16	大阪市	3,600	83	3,517	未調査	326	245	81	
17	堺市	1,990	440	1,550	未調査	168	58	110	
18	神戸市	2,300	3	2,297	219	219	176	43	
19	岡山市	1,847	218	1,629	0	100	92	8	
20	広島市	3,878	35	3,843	22	305	215	90	
21	福岡市	6,215	638	5,577	32	360	312	48	
22	北九州市	4,069	2	4,067	17	174	126	48	
23	熊本市	1,350	100	1,250	21	115	63	52	
合 計				60,748	54,503	784	4,076	2,930	1,146

(注) 当省の調査結果による。

表4-(1)-ア-⑱ 民間建築物アスベスト使用実態調査（平成27年3月16日時点）における未報告建築物の所有者等に対する指導状況

調査結果未報告の建築物数	政令市等数 (政令市等名)	うち、未報告の建築物の所有者に対して未指導
1～99	9政令市等 (札幌市、さいたま市、大田区、横浜市、静岡市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市)	1政令市 (大阪市 (83件))
100～499	6政令市等 (仙台市、千代田区、新潟市、堺市、岡山市、熊本市)	1政令市 (堺市 (440件))
500～999	3政令市 (千葉市、京都市、福岡市)	1政令市 (千葉市 (652件))
1,000～	2政令市等 (新宿区、名古屋市)	—
合 計	20政令市等	3政令市 (1,175件)

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 「うち、未報告の建築物の所有者に対して未指導」欄の（ ）内の件数は、未報告の建築物の所有者に対する指導が行われていない建築物の数である。

表4-(1)-ア-⑲ 民間建築物アスベスト使用実態調査（平成27年3月16日時点）における未分析の建築物の所有者等に対する指導状況

分析調査を行っていない建築物数	政令市等数 (政令市等名)	うち、未分析の建築物の所有者に対して未指導
1～9	2政令市等 (新宿区、横浜市)	—
10～49	8政令市等 (千代田区、川崎市、相模原市、新潟市、広島市、福岡市、北九州市、熊本市)	—
50～99	3政令市 (札幌市、千葉市、京都市)	1政令市 (千葉市 (99件))
100～	2政令市 (名古屋市、神戸市)	—
合 計	15政令市等	1政令市 (99件)

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 「うち、未分析の建築物の所有者に対して未指導」欄の（ ）内の件数は、分析調査を行っていない建築物の所有者に対する指導が行われていない建築物の数である。

表4-(1)-ア-⑳ 「建築物防災週間における防災対策の推進について（平成26年度下期）」（平成27年1月5日付け国住指第3594号国土交通省住宅局長通知）（抜粋）

国住指第3594号
平成27年1月5日

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長

建築物防災週間における防災対策の推進について（平成26年度下期）

建築物防災週間につきましては、火災、地震、がけ崩れ等による建築物の被害や人的被害を防止し、安心して生活できる空間を確保するために、広く一般の方々を対象として、建築物に関連する防災知識の普及や、防災関係法令・制度の周知徹底を図り、建築物の防災対策の推進に寄与することを目的として、昭和35年以来毎年2回実施しているところです。

この度、平成26年度下期における建築物防災週間の実施につきまして、下記のとおり定めしましたので、貴職におかれましても、本週間の趣旨を是非ご理解いただきまして建築物の防災対策の一層の推進に取り組まれますようお願い申し上げます。

なお、貴管内特定行政庁に対しても、この旨周知方お願い申し上げます。

記

1. 実施期間

平成27年3月1日（日）から3月7日（土）まで

※ 報告率向上のための各県ごとの取組について、1月30日（金）までに、別紙4に記載のうえ提出願います。

2. 建築物防災週間での取り組み

(1) 吹付けアスベストの飛散防止対策等の調査及び是正指導の徹底

吹付けアスベストの飛散防止対策及び既存建築物の窓ガラスの地震対策については、これまでも調査の実施及び問題がある場合は是正指導をお願いしてきたところですが、報告や是正の進捗が芳しくない状況にあります。つきましては、未報告の建築物の所有者等に対して必ず電話連絡、アンケートや文書の発出、防災査察等の機会を捉えて報告を督促するとともに、問題がある建築物の所有者等に対して、建築基準法第9条及び第10条の勧告、命令等による厳格な是正指導を徹底し、速やかに是正させてください。また、既存建築物が空き家となった場合も、引き続き、当該建築物等の所有者に対し、適正な維持保全に努めるよう周知してください。さらに、危険性が高い建築物については、改善されるまでの間は使用停止命令等により当該施設の使用を停止させてください。

特に、災害時の避難所として指定されている公共建築物については、重点的に点検を実施し、問題がある場合には、建築基準法第18条の通知・要請等により、対策の徹底を図ってください。

なお、既存建築物における外壁材の落下防止対策、広告板の落下防止対策については、平成27年度上期における建築物防災週間の実施の際に、調査を実施することとしています。

(2) 防災査察の実施

適正な維持保全により建築物の安全性を確保するため、上記(1)の各種調査において未報告、未是正の建築物や、定期報告が提出されていない建築物等を中心に、特定行政庁の職員により、現地において建築物等の状況を調査するとともに、必要な指導を実施してください。

(3) 住宅・建築物の所有者・管理者に対する広報活動
(略)

(4) その他関係機関との連携・協調

建築物防災週間の実施に当たっては、消防、警察、環境等の関係部局及び建築関係団体等と連携・協調して十分な効果を上げるようお願いいたします。

4. 実施結果等の報告

建築物防災週間の実施結果については、別紙1-1、1-2、2～3を平成27年4月10日（金）までに提出頂きますようお願いいたします。なお、別紙1-1については、各特定行政庁ごとに作成されたものを貴職において取りまとめて頂き、別紙1-2、2～3については、貴職において集計の上、提出頂きますようお願いいたします。

なお、2.(1)で実施していただく各種調査につきまして、未報告の建築物に対しては必ず電話連絡、文書による督促及び現地立入調査等を実施していただき、未是正の建築物に対しては、前回調査時以降、特段の指導等を実施していないものについては、必ず何らかの取り組みを行い、これらの取り組み内容等を別紙1-1に記載して報告いただきますよう併せてお願いいたします。

提出していただいた実施結果は、取りまとめ次第公表する予定です。

別紙

(略)

(注) 下線は当省が付した。

表4-(1)-ア-⑳ 未報告建築物の所有者等に対する指導が行われていない理由及び状況

No.	政令市等名	概要
1	千葉市	千葉市は、民間建築物アスベスト使用実態調査（平成27年3月時点）の結果において、未報告建築物が652件、未分析建築物が99件残っているが、平成20年度以降、使用実態調査の結果で未報告又は未分析となっている建築物の所有者等に対して指導していない。 同市は、未報告や未分析となっている建築物の所有者等の連絡先を把握していないため、調査結果の報告や分析調査の実施について指導が困難な状況となっている。同市は、今後、予定しているアスベスト台帳の整備の際に実施する民間建築物におけるアスベスト含有建材の使用に関するアンケート調査において把握したいとしている。

No.	政令市等名	概要
2	大阪市	<p>大阪市は、民間建築物アスベスト使用実態調査（平成27年3月時点）の結果において、未報告建築物が83件残っているが、使用実態調査の調査結果で未報告となっている建築物の所有者等に対して指導していない。</p> <p>同市は、未報告となっている建築物の所有者等の連絡先が不明であるものも存在すると考えられるが、その件数は不明であるとしており、調査結果の報告について指導が困難な状況となっている。同市は、今後、未報告となっている建築物について、現地調査による当該建築物の存在の確認や登記簿を活用して、連絡先の把握を進めていきたいとしている。</p>
3	堺市	<p>堺市は、民間建築物アスベスト使用実態調査（平成27年3月時点）の結果において、未報告建築物が440件残っているが、平成19年度以降、使用実態調査の調査結果で未報告となっている建築物の所有者等に対して指導していない。</p> <p>同市は、未報告となっている建築物の所有者等の連絡先が不明であるものも存在すると考えられるが、その件数は不明であるとしており、調査結果の報告について指導が困難な状況となっている。同市は、今後、現在の所有者が確認できない建築物については、登記簿による確認、現地調査等を行うことにより、連絡先の把握を進めていきたいとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表4-(1)-ア-㉔ 現地訪問等を行って指導することにより、未報告の数を減少させている例

No.	政令市等名	概要
1	川崎市	<p>川崎市は、民間建築物アスベスト使用実態調査の結果において、未報告となっている建築物について、現地訪問して所有者等の連絡先を確認した。</p> <p>この結果、未報告となっている建築物を0件にすることができたとしている。</p>
2	北九州市	<p>北九州市は、平成26年度に現地調査を実施し、民間建築物アスベスト使用実態調査の結果において、未報告となっている建築物の所有者等を把握し、報告を求めた。</p> <p>この結果、同市は、平成25年度末現在で未報告となっていた167件が、26年度末には倒産や空き家状態等で所有者が不明な2件に減少したとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表4-(1)-ア-㉓ 民間建築物アスベスト使用実態調査（平成27年3月16日時点）においてアスベスト含有建材の除去等未措置の建築物の所有者等に対する指導状況

除去等未措置の建築物数	政令市等数 (政令市等名)	うち、未措置建築物の所有者に対して未指導
1～9	3政令市等 (大田区、新潟市、岡山市)	—
10～49	11政令市等 (さいたま市、千葉市、千代田区、新宿区、川崎市、相模原市、静岡市、浜松市、神戸市、福岡市、北九州市)	1政令市 (相模原市 (25件))
50～99	4政令市 (名古屋市、大阪市、広島市、熊本市)	
100～	4政令市 (札幌市、仙台市、京都市、堺市)	1政令市 (堺市 (110件))
合計	22政令市等	2政令市 (135件)

(注) 1 国土交通省の資料及び当省の調査結果に基づき、当省が作成した。

- 2 「うち、未措置建築物の所有者に対して未指導」欄の（ ）内の件数は、アスベスト含有建材の除去等の措置が講じられていない建築物の所有者等に対する指導が行われていない建築物の数である。

表4-(1)-ア-㉔ 未措置の建築物に対する指導が行われていない理由及び状況

No.	政令市等名	概要
1	相模原市	相模原市は、民間建築物アスベスト使用実態調査（平成27年3月時点）の結果において、除去等が未措置の建築物が25件残っているが、平成22年度以降、未措置となっている建築物の所有者等に対して指導していない。 同市は、建築物の所有者等に対して指導していない理由について、平成17年度の民間建築物アスベスト使用実態調査時にアスベストの除去等の措置を講じていない建築物が97件あったが、18年度以降順次、これらについて指導した結果、平成20年3月時点において36件、22年3月時点において25件に減少した。しかし、電話照会の記録が一部保存されていないため、当該25件が特定できていないとしており、除去等の措置についての指導が困難な状況となっている。
2	堺市	堺市は、民間建築物アスベスト使用実態調査（平成27年3月時点）の結果において、除去等が未措置の建築物が110件残っているが、平成19年度以降、未措置となっている建築物の所有者等に対して指導していない。さらに、同市は、未措置となっている建築物の所有者等の連絡先が不明であるものも存在すると考えられるが、その件数は不明であるとしており、除去等の措置について指導が困難な状況となっている。 同市は、平成26年度以降、①建て替えや除却等により、存在しないことが判明した建築物を対象建築物から除外する、②除去等の措置が講じられていない建築物で、建築基準法第12条で定められた定期報告によりアスベストの使用状況が報告された場合はその状況を反映させるといった取組を始めたとしている。また、今後、所有者等の連絡先が確認できない建築物について、登記簿による確認、現地調査等を行うことにより、連絡先の確認を進めていきたいとしている。

(注) 当省の調査結果による。

表4-(1)-ア-㉔ 個別に指導するなどにより、アスベスト含有建材の除去等が進んだ例

No.	県市名	概 要
1	千葉市	千葉市は、アスベストを含有する吹付け材が発見された施設については、年1回、民間建築物アスベスト使用実態調査時に除去等の措置を講ずるよう指導している。この結果、除去等の措置が未了の建築物は、平成20年度に47件であったものが、26年度には11件に減少しており、同市では、一定の効果はあったのではないかとしている。
2	川崎市	川崎市は、民間建築物アスベスト使用実態調査の際に、毎回、除去等の措置が未了となっている建築物の所有者等に対して、除去等の措置を講ずるよう指導している。この結果、除去等の措置が未了の建築物は、平成17年度に90件であったものが、26年度には36件に減少したとしている。

(注) 当省の調査結果による。

イ アスベスト含有保温材等の使用実態の把握等

勸告	説明図表番号
<p>建築物等におけるアスベスト含有建材の使用状況については、前述アのとおり、国土交通省、文部科学省、厚生労働省、総務省等関係各省において、民間建築物、学校施設、病院、社会福祉施設等、地方公共団体所有施設等におけるアスベスト含有吹付け材（レベル1のアスベスト含有建材）等の実態調査を実施し、その結果、当該吹付け材等の使用が明らかになった建築物等に関し、順次、フォローアップの実施により、アスベストの飛散防止の措置状況（当該吹付け材の除去等）等の継続的な把握を行ってきたところである。</p> <p>しかしながら、国土交通省が平成23年度に実施した補助事業^(注1)において、上記吹付け材のほか、アスベスト含有保温材、断熱材（レベル2のアスベスト含有建材）等が使用されている建築物を抽出し、アスベスト繊維の飛散状況等を調査したところ、煙突内のアスベスト含有断熱材が著しく劣化している場合、煙突内部のみならず、隣接する機械室でも比較的低い濃度のアスベスト繊維の飛散が確認された。</p> <p>（注1） 平成23年度建築基準整備促進事業「保温材、断熱材、スレート等のアスベスト含有建材の劣化等に伴う飛散性に関する調査」</p>	<p>表4-(1)-イ-①</p>
<p>これを踏まえ、厚生労働省は、平成24年9月に、都道府県労働局に対し、上記補助事業で確認された状況が懸念される場合はアスベスト含有断熱材の除去等の措置を講ずることを関係事業者に指導するよう通知^(注2)し、さらに、26年3月には石綿則を改正し^(注3)、建築物等に張り付けられたアスベストを含有する保温材、断熱材及び耐火被覆材（以下「アスベスト含有保温材等」という。）の損傷、劣化等により、労働者がアスベストにばく露するおそれがあるときは、事業者は、当該アスベスト含有保温材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないこととした（平成26年6月施行）。</p> <p>（注2） 「煙突内部に使用される石綿含有断熱材における除去等について」（平成24年9月13日付け基安化発0913第1号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知）。なお、環境省も、「煙突内部に使用される石綿含有断熱材からの石綿飛散防止等について（依頼）」（平成24年9月13日付け環水大大発第120913003号環境省水・大気環境局大気環境課長通知）により県市に対し、煙突内部の断熱材の劣化状況の確認等について関係事業者等への周知を要請している。</p> <p>（注3） 改正前の石綿則第10条では、事業者にばく露防止措置を義務付けていたケースはアスベスト含有吹付け材（レベル1のアスベスト含有建材）の損傷、劣化等による場合のみで、アスベスト含有保温材（レベル2のアスベスト含有建材）の損傷、劣化等による場合は含まれていなかった。</p>	<p>表4-(1)-イ-②、③</p> <p>表4-(1)-イ-④</p>
<p>この石綿則の改正を受け、文部科学省は、平成26年7月に、全ての学校施設等13万3,516機関におけるアスベスト含有保温材等の使用状況の調査を実施し、その結果^(注4)、一部調査継続中のものもあるが、i) 損傷、劣化等によるアスベストの飛散・ばく露のおそれがある保温材等^(注5)を保有するものが155機関(0.1%)、ii) アスベスト含有断熱材を使用している煙突を保有するものが3,653機関</p>	<p>表4-(1)-イ-⑤、⑥、⑦</p>

<p>(2.7%)、また、このうち、損傷、劣化等によるアスベストの飛散・ばく露のおそれがある煙突を保有するものが380機関(0.3%)あることが判明した。この結果を踏まえ、同省は、平成27年10月に、学校施設等機関に対し、専門業者等に相談の上、劣化、損傷がある保温材等を保有する機関については、直ちに応急処置を講ずるとともに、速やかに囲い込み等の処置を講ずるよう要請し、アスベストを含有し、劣化、損傷等がある煙突を保有する機関については、専門業者等に相談の上、速やかに必要な対策を講ずるよう要請している。</p> <p>(注4) 「学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況調査(特定調査)の結果について」(平成27年10月16日文科科学省)</p> <p>(注5) 文科科学省は、児童生徒等の身近にあることから、調査及び対策の迅速性をより高める必要があるとして、アスベストの含有の有無に関わらず、教室や廊下等に露出して設置されている保温材及び耐火被覆材の劣化、損傷等の状況を調査しており、アスベストの有無が確定していないものが大多数を占めている。</p> <p>また、国土交通省は、県市に対し、民間建築物のアスベスト対策として、上記の補助事業の調査結果について通知^(注6)するとともに、施設所有者や事業者に対して石綿則の遵守の徹底等について注意喚起するよう要請している。さらに、同省は、民間建築物におけるアスベスト対策の使用実態の把握を行う際に参考とされることを目的とした「建築物石綿含有建材調査マニュアル」(平成26年11月国土交通省。以下「調査マニュアル」という。)において、アスベスト台帳(後述項目4(2)参照)の整備に当たっての使用実態調査でレベル1の吹付けアスベスト等のみならず、レベル2のアスベスト含有保温材等も調査対象とすることも考えられるとしている。</p> <p>(注6) 「アスベスト対策に関する建築基準整備促進事業の調査結果及び今後のアスベスト対策に向けた環境整備等について」(平成27年1月26日付け国住指第3761号国土交通省住宅局建築指導課長通知)</p> <p>一方、総務省は、地方公共団体所有施設について、県市に対し、石綿則の遵守の徹底等を注意喚起しておらず、また、厚生労働省は、県市に対し、病院及び社会福祉施設等の所有者や施設管理者に石綿則の遵守の徹底等について注意喚起するよう要請していない。さらに、総務省及び厚生労働省は、県市に対し、地方公共団体所有施設、病院、社会福祉施設等について、特段、アスベスト含有保温材等の使用状況に関する調査の実施を要請していない。</p> <p>今回、調査対象とした県市におけるアスベスト含有保温材等の使用状況に関する調査の実施状況を調査したところ、以下のような状況がみられた。</p> <p>(7) 地方公共団体所有施設</p> <p>調査した39県市のうち、10県市では、独自にその所有施設におけるアスベスト含有保温材等の使用状況に関する調査を行っており、また、その結果をみると、当省が調査結果を把握できた5県市のうち4県市の376施設において、アス</p>	<p>表4-(1)-イ-⑧</p> <p>表4-(1)-イ-⑨</p> <p>表4-(1)-イ-⑩、⑪</p>
---	---

ベスト含有保温材等の使用が判明し、その中には、当該保温材等の損傷、劣化等によりアスベストが飛散した例もみられた（1縣市10施設）。

また、アスベスト含有保温材の使用状況に関する調査の実施に至った端緒をみると、①アスベスト含有保温材等が大防法の規制対象となったこと（平成18年3月）を契機とするもの（2縣市）、②前述の国土交通省による平成23年度の補助事業で実施した調査の結果を契機とするもの（1縣市）、③24年9月の厚生労働省通知を契機とするもの（同年同月の環境省通知を含む。）（2縣市）、④26年3月の石綿則の改正を契機とするもの（3縣市）、⑤前述の文部科学省による26年7月の調査の実施を契機とするもの（3縣市）などとなっていた。

一方、アスベスト含有保温材等の使用状況に関する調査を実施していない県市は、未実施の理由として、当該調査を行う場合、①業務負担や専門家による調査を行うための経費負担が生じること（13縣市）、②総務省から調査の実施依頼がない又は調査するには実施依頼が必要であること（6縣市）を挙げている。

表4-(1)-イ-⑫

表4-(1)-イ-⑬

(イ) 病院及び社会福祉施設等

病院及び社会福祉施設等については、調査対象県市ではアスベスト含有保温材等の使用状況を調査しているものはみられなかった。

その理由について、調査対象県市は、下表のとおり、①平成26年3月に石綿則が改正されたこと等の状況を承知していないことのほか、アスベスト含有保温材等の使用状況に関する調査を行う場合、②厚生労働省から調査の実施について要請がないこと、③当該調査の実施に伴う施設所有者の負担や専門家による調査を行うための県市の経費負担が生じること等を挙げている。

表4-(1)-イ-⑭、⑮

表 アスベスト含有保温材等の使用状況に関する調査を実施していない理由

区分	病院	社会福祉施設等
① 平成26年3月に石綿則が改正されたことを承知していない	1県	6縣市
② 厚生労働省から調査の実施について要請がない	13県	31縣市
③ 調査の実施に伴う施設の所有者等の負担や専門家による調査を行うための経費負担が発生	7県	15縣市
④ 調査対象施設が多く、調査を取りまとめる県市の負担が増加する	2県	6縣市

(注) 当省の調査結果による。

既にアスベスト含有保温材等の使用状況に関する調査が行われている学校施設等や地方公共団体所有施設の一部に対する調査結果をみても、アスベスト含有保温材等の使用が一定程度認められ、その損傷、劣化等によるばく露のおそれが指摘されており、これらの状況に鑑みると、地方公共団体所有施設、病院、社会

福祉施設等について石綿則の遵守の徹底等に関する注意喚起やアスベスト含有保温材等の使用状況の把握とその損傷、劣化等の点検を進めていくことが必要と考えられる。

【所見】

したがって、総務省及び厚生労働省は、アスベスト含有保温材等の劣化、損傷等による施設利用者等の健康被害の発生を未然に防止する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 総務省は、縣市に対し、地方公共団体所有施設について、石綿則の遵守の徹底等を注意喚起するとともに、アスベスト含有保温材等の使用状況に関する調査の実施を要請すること。
- ② 厚生労働省は、縣市に対し、病院及び社会福祉施設等の所有者等に石綿則の遵守の徹底等について注意喚起するよう要請するとともに、アスベスト含有保温材等の使用状況に関する調査の実施を要請すること。

表4-(1)-イ-① 「保温材、断熱材、スレート等のアスベスト含有建材の劣化等に伴う飛散性に関する調査報告」(平成23年度建築基準整備促進事業報告)の概要

○ 飛散性調査結果のまとめ

- ・ アスベスト含有建材が使用された建物におけるアスベスト繊維の飛散性を調査した。
 - (イ) 吹き付けアスベスト以外の建材の飛散性調査
煙突断熱材を使用した一部の建物において2.5~24本/L(アモサイト)が検出された。
 - (ロ) 機械室・E L Vシャフト・空調経路、煙突等の飛散性調査
煙突断熱材が著しく劣化している建物において煙突に隣接する機械室で9.1本/L(アモサイト)が検出された。その他の建物では建物内のアスベスト繊維は検出限界以下であった。

表 アスベストの飛散が認められた建物、対象建材、アスベスト総繊維濃度等

建物名	対象建材	部位等	建材状況	総繊維濃度本/L	アスベスト総繊維濃度本/L
事務所ビルC(煙突点検口開放時)	煙突断熱材 (カボスタック)	煙突	著しく劣化	①14	①2.5
				②57	②13
				③18	③4.8
				④2.0	④0.50未満
事務所ビルC(煙突点検口閉鎖時)	煙突断熱材 (カボスタック)	煙突内	著しく劣化	①370	①12
		機械室		②340	②24
		廊下		130	9.1
				0.50未満	—

(注) 国土交通省の資料に基づき、当省が作成した。

表4-(1)-イ-② 「煙突内部に使用される石綿含有断熱材における除去等について」(平成24年9月13日
付け基安化発0913第1号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知)(抜粋)

都道府県労働局労働基準部健康主務課長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長
(契 印 省 略)

煙突内部に使用される石綿含有断熱材における除去等について

(中略)

今般、国土交通省が実施した平成23年度建築基準整備促進事業「保温材、断熱材、スレート等のアスベスト含有建材の劣化等に伴う飛散性に関する調査」において、煙突内の石綿含有断熱材が著しく劣化している場合に、煙突内部のみならず、隣接する機械室でも、比較的低い濃度の石綿繊維の飛散が確認されたとの報告がなされている。今般の国土交通省の事業結果を踏まえ、煙突内の石綿含有断熱材が著しく劣化している等により、煙突内部のみならず周辺作業場での石綿の飛散のおそれが懸念される場合には、煙突内の石綿含有断熱材の除去等石綿障害予防規則第10条に準じた措置を講ずるよう、関係事業者等に対し、下記事項に留意の上、指導されたい。

なお、別添のとおり、関係団体に通知を発出したので了知されたい。

記

- 1 事業者は、その労働者を就業させる建築物に設置された煙突内部の石綿含有断熱材が著しく劣化し、石綿を含有する粉じんの発散により、煙突周辺の作業場で作業する労働者がその粉じんに暴露するおそれが懸念される場合は、石綿障害予防規則第10条に準じ、当該石綿の除去等の措置を講ずるほか、作業等で労働者を粉じんに暴露するおそれのある場所に立ち入らせる場合は労働者に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させること。
- 2 煙突内部の石綿含有断熱材の除去等の作業に当たっては、石綿障害予防規則に基づく労働者ばく露防止対策を講ずること。
- 3 (略)

(注) 関係団体宛てには、ほぼ同内容が通知されている。

表4-(1)-イ-③ 石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)(抜粋)

第10条 事業者は、その労働者を就業させる建築物若しくは船舶の壁、柱、天井等又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物(次項及び第四項に規定するものを除く。)に吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該吹き付けられた石綿等又は保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない。

2~4 (略)

(注) 下線は当省が付したものであり、平成26年3月の改正に係る箇所である。

表4-(1)-イ-④ 「煙突内部に使用される石綿含有断熱材からの石綿飛散防止等について（依頼）」（平成24年9月13日付け環水大大発第120913003号環境省水・大気環境局大気環境課長通知）
（抜粋）

各 都道府県 大気環境主管部（局）長 殿
政令市

環境省水・大気環境局大気環境課長

煙突内部に使用される石綿含有断熱材からの石綿飛散防止等について（依頼）

（中略）

今般、国土交通省が実施した平成23年度建築基準整備促進事業「保温材、断熱材、スレート等のアスベスト含有建材の劣化等に伴う飛散性に関する調査」における測定の結果、煙突内の石綿含有建材が著しく劣化している場合に、煙突内部のみならず、その隣の屋内の機械室でも比較的低い濃度の石綿繊維の飛散が確認されたとの報告がなされました。この結果を踏まえ厚生労働省から、「煙突内部に使用される石綿含有断熱材における除去等について」（平成24年9月13日付け基安化発0913第1号）について別添1のとおり通知が出されました。

貴職におかれましては、大防法におけるばい煙発生施設の立ち入り検査等に併せて、一般大気への石綿飛散防止の観点から、煙突内部の断熱材の劣化状況の確認及び厚生労働省通達（別添1）の留意事項等について関係事業者等へ周知していただくようお願いいたします。

（注） 下線は当省が付した。

表4-(1)-イ-⑤ 「学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況調査（特定調査）の結果について」
（全体）（平成27年10月16日 文部科学省）（抜粋）

学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況調査（特定調査）について、平成27年9月8日報告分までの状況を取りまとめましたのでお知らせします。

1. 経緯

石綿障害予防規則の改正（平成26年3月）により、新たに規制対象となった石綿含有保温材等（保温材、耐火被覆材、断熱材）の使用状況について調査を実施しました。

2. 調査内容

全ての学校施設等機関※（133,516機関）に対し、室内等に露出した保温材等及び煙突用断熱材の劣化、損傷等の状況を調査しました。

※ 学校施設等機関として、国公立学校、公立社会教育施設、公立社会体育施設、公立文化施設、文部科学省が所管する独立行政法人、認可法人、特殊法人等を調査対象としています。

3. 調査結果の概要

1) 石綿の含有の有無にかかわらず、劣化、損傷等がある保温材等を保有する機関
155機関（0.1%）
（調査完了率：93.8%）

2) 石綿を含有し、劣化、損傷等がある煙突（断熱材）を保有する機関
380機関（0.3%）
（調査完了率：96.1%）

○ その他の調査結果は、別添の「学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況調査（特定調査）の結果について」及び「石綿含有保温材等使用状況調査（特定調査）データ集」を参照してください。

4. 今後の対策について

○ 調査中の機関に対して、早期に調査を完了するよう要請。

○ 1) の機関に対して、専門業者等に相談の上、直ちに応急処置を講じるとともに、速やかに囲い込み等の処置を講じるよう要請。

○ 2) の機関に対して、専門業者等に相談の上、速やかに必要な対策を講じるよう要請。（使用停止した煙突は、速やかに囲い込み等の処置を講じるよう要請。）

（注） 当省が下線を付した。

表4-(1)-イ-⑥ 学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況調査（特定調査）（室内等に露出した保温材等の使用状況）（平成27年10月16日 文部科学省）

（単位：機関、％）

全機関数	調査中機関数	①露出して使用されている保温材、耐火被覆材があるもの			②左記①のうち、措置済状態ではないもの（損傷、劣化等による石綿等の飛散により、ばく露のおそれがあるもの）				
		機関数	室数	通路部分	機関数	室数		通路部分	
						(石綿含有)	(不明)	(石綿含有)	(不明)
133,516 (100%)	8,322 (6.2%)	29,417 (22.0%)	393,057	94,284	155 (0.1%)	1	361	1	182

(注) 1 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。

2 「全機関数」欄、「調査中機関数」欄及び「①露出して使用されている保温材、耐火被覆材があるもの」欄の「機関数」の（ ）内は全機関数に対する割合、「②左記①のうち、措置済状態ではないもの（損傷、劣化等による石綿等の飛散により、ばく露のおそれがあるもの）」欄の「機関数」の（ ）内は「①露出して使用されている保温材、耐火被覆材があるもの」欄の「機関数」に対する割合である。

表4-(1)-イ-⑦ 学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況調査（特定調査）（煙突用断熱材の使用状況）（平成27年10月16日 文部科学省）

（単位：機関、本）

全機関数	調査中機関数	煙突の保有状況	①左記のうち、石綿含有断熱材を使用しているもの			
			②左記①のうち、措置済状態にあるもの	左記①のうち、措置済状態ではないもの		
				③損傷、劣化等により、ばく露のそれがないもの	④損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散によりばく露のおそれがあるもの	
機関数 (本数)	機関数 (本数)	機関数 (本数)	機関数 (本数)	機関数 (本数)	機関数 (本数)	
133,516	5,155	9,680 (19,843)	3,653 (7,054)	978 (2,407)	2,132 (3,577)	380 (600)

(注) 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。

表4-(1)-イ-⑧ アスベスト対策に関する建築基準整備促進事業の調査結果及び今後のアスベスト対策に向けた環境整備等について（平成27年1月26日付け国住指第3761号国土交通省住宅局建築指導課長通知）（抜粋）

都道府県
建築物石綿対策担当部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

アスベスト対策に関する建築基準整備促進事業の調査結果及び今後のアスベスト対策に向けた環境整備等について

平素より、国土交通省における民間建築物のアスベスト対策につきまして、多大なる御理解と御

尽力を賜りありがとうございます。

国土交通省では、平成20年度から平成25年度まで建築基準整備促進事業において「アスベスト対策に資する検討」を行ってきました。また、平成26年7月に「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成25年国土交通省告示第748号）」を公布するとともに、「建築物石綿含有建材調査マニュアル」の作成など、民間建築物のアスベスト対策の取り組みを進めてきたところです。これらの取り組みを踏まえ、今後のアスベスト対策において留意すべき事項等を下記に示しますので、これを参考とし、アスベスト対策の更なる推進を図っていただくようお願いします。

貴職におかれましては、貴管内の特定行政庁に対しこの旨周知をお願いします。

記

1. アスベスト含有建材の劣化時等における飛散性に関する調査結果（建築基準整備促進事業）

国土交通省では、平成20年度から平成25年度までアスベスト含有建材の劣化時等における飛散性に関する調査（以下「調査」という。）について、現行の建築基準法における、アスベスト対策に必要な検討を行うことを目的とし、以下の（イ）から（ハ）までの観点から、調査を実施してきました。

- （イ）吹付けアスベスト等以外のアスベスト含有建材のアスベスト繊維の飛散性調査
- （ロ）機械室、エレベーターシャフト及び空調経路等のアスベスト繊維の飛散状況の調査
- （ハ）建築物の利用を続けながらアスベスト含有建材の除去等をおこなう場合における、当該改修工事の上下階や隣室等のアスベスト繊維の飛散状況の調査

その結果、調査した範囲において、煙突内部に使用される石綿含有断熱材（以下「煙突石綿断熱材」という。）について、劣化が進んだもので機械室及び隣接する廊下に飛散が認められた事案がありました。

これについては、今般、厚生労働省において、当該調査結果を参考にして石綿障害予防規則（以下「石綿則」という。）が見直され（石綿障害予防規則の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第50号）平成26年6月1日より施行）、煙突石綿断熱材を含む石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等について規制が強化され、新たに石綿則第10条の対象となりました。具体的には、労働者が就業させる建築物等において、保温材、耐火被覆材等が損傷、劣化し、労働者が石綿等の粉じんにはばく露するおそれがある場合には、吹付け石綿の場合と同様に、事業者等が次の措置を講ずることとされました。

- (1) 労働者が就業する建築物等において、当該保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置
- (2) 建築物の貸与を受けた複数事業者が共用する廊下等については、建築物貸与者が(1)の措置
- (3) 労働者が臨時に就業する建築物等においては、呼吸用保護具等を使用させること

(略)

貴職におかれましては、別紙を活用し、施設所有者や事業者に対して、例えば、定期調査報告制度において建物所有者等に調査時期のお知らせを行う際などの機会を捉え、煙突石綿断熱材の適切な取扱いや石綿則の遵守の徹底についても注意喚起を行う等の周知をお願いします。

(略)

別紙（略）

(注) 下線は当省が付した。

1. 建築物のアスベスト対策の現状と課題

1-4. 石綿含有建材の飛散性による区分

(略)

石綿含有建材は法規制の目的により名称が異なる。表1. 1に主な法規における名称の関連性を示す。建築基準法では吹付けアスベストと石綿含有吹付けロックウール（レベル1）が対象となっているが、本マニュアルでは大気汚染防止法や石綿障害予防規則でアスベスト除去工事時にレベル1と同等の扱いとなるレベル2についても記載する。また、石綿障害予防規則や建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下建設リサイクル法という）などで関連するレベル3についても参考情報として記載する。

(略)

(注) 下線は当省が付した。

表4-(1)-イ-⑩ 地方公共団体所有施設のアスベスト含有保温材等の使用状況に関する調査の実施状況

区 分	縣市数 (縣市名)	当省が調査結果 を把握できた県 市
調査実施済み 又は調査中	10縣市 (東京都、神奈川県、愛知県、千代田区、 <u>大田区</u> 、川崎市、相模原 市、 <u>名古屋市</u> 、 <u>神戸市</u> 、福岡市)	5縣市 (東京都、愛知 県、川崎市、相 模原市、福岡市)
調査未実施	29縣市 (北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、新潟県、静岡県、京都府、大 阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、熊本県、札幌市、仙台市、 さいたま市、千葉市、新宿区、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、 京都市、大阪市、堺市、岡山市、広島市、北九州市、熊本市)	—

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 下線を付している縣市は、調査中である。

表4-(1)-イ-⑪ 縣市所有施設におけるアスベスト含有保温材等の使用状況に関する調査において、保温材等からアスベストの含有が確認された例

No	団体名 (アスベスト含有施設数)	概要
1	東京都 (2施設)	東京都は、レベル1（吹付け建材）に加え、大防法で規制対象とされているレベル2（保温材等）のアスベスト建材についても調査の対象とすることとした。 その調査の結果、 <u>平成25年度に1施設（断熱材）、26年度に1施設（保温材）においてアスベストの含有が確認された。</u>
2	愛知県 (111施設)	愛知県は、平成25年度から、従前から実施してきた吹付けアスベスト調査に併せ、「県有施設で使用されている煙突用石綿含有断熱材の状況調査」を実施している。 <u>煙突を有する県所有の185施設について煙突用アスベスト含有断熱材の使用状況等の確認を行った結果、煙突用アスベスト含有断熱材又はアスベストの含有が不明な断熱材を使用しているものが111施設確認され、立入禁止、損傷・劣化状況の定期観察等の対応を行っている。</u>
3	川崎市 (225施設) ※うち、10施設はアスベスト飛散有	川崎市は、平成19年度及び20年度に、市所有の施設の煙突断熱材及び配管保温材のアスベスト含有調査（1次調査（施設管理者による目視や設計図書等による確認））を実施した。また、平成22年度に1次調査の結果に基づき、305施設の煙突断熱材及び配管保温材について2次調査及び3次調査を実施したところ、 <u>161施設の配管保温材、64施設の煙突断熱材においてアスベストの含有が確認された。</u> さらに、配管保温材については保温材が使用されている室内空気中の、煙突断熱材については敷地境界における大気中のアスベスト濃度を測定したところ、 <u>10施設の配管保温材についてアスベストの飛散（1本以上/L）が確認された。</u>
4	福岡市 (38施設)	福岡市は、平成8年度までに竣工した市所有建築物のうち、大防法に基づくばい煙発生装置（ボイラー等）について抽出して調査を実施した。平成24年9月の調査結果では、該当施設が105施設あり、劣化している状態にはないがアスベスト有りが31施設、アスベスト無し25施設、不明49施設となっていた。 また、平成27年2月調査では、アスベスト有りの31施設には飛散防止等の注意喚起を、アスベスト無及び不明の事業場には再度調査を依頼した。その結果、 <u>アスベスト有り38施設、アスベスト無し50施設、不明13施設、廃止4施設となった。</u>
合計		4縣市(アスベスト有り：376施設) ※うち、1縣市10施設はアスベストの飛散を確認

(注) 当省の調査結果による。

表4-(1)-イ-⑫ 県市所有施設のアスベスト含有保温材等の使用状況に関する調査の実施に至った端緒

区 分	県市数 (県市名)
① アスベスト含有保温材等が大防法の対象となったこと（平成18年3月）を契機として実施	2県市 (東京都、川崎市)
② 国土交通省の平成23年度建築基準整備促進事業の結果を契機として実施	1県市 (愛知県)
③ 平成24年9月の厚生労働省通知（同年同月の環境省通知を含む。）を契機として実施	2県市 (相模原市、福岡市)
④ 平成26年3月の石綿則の改正を契機として実施	3県市 (神奈川県、名古屋市、神戸市)
⑤ 平成26年7月の文部科学省の学校施設等における使用状況に関する調査を契機として実施	3県市 (千代田区、大田区、神戸市)

表4-(1)-イ-⑬ 県市所有施設におけるアスベスト含有保温材等の使用状況に関する調査が未実施の
県市の意見

区 分	県市数 (県市名)
① 使用状況に関する調査の実施に伴う業務負担や、専門家による調査を行うための経費負担が増加	13県市 (北海道、埼玉県、千葉県、静岡県、兵庫県、岡山県、福岡県、熊本県、札幌市、さいたま市、千葉市、新宿区、浜松市)
② 総務省から調査の実施依頼がない、又は使用状況に関する調査を行う場合には、既往の吹付けアスベスト同様、総務省からの依頼が必要	6県市 (北海道、千葉県、兵庫県、仙台市、横浜市、堺市)

(注) 当省の調査結果による。

表4-(1)-イ-⑭ 病院におけるアスベスト含有保温材等の使用状況に関する調査が未実施の県市の意見

区 分	県数 (県名)
① 平成26年3月に石綿則が改正されたことを承知していない	1県 (千葉県)
② 厚生労働省から調査の実施依頼がない	13県 (北海道、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県、熊本県)
③ 調査の実施に伴う施設所有者等の業務負担や専門家による調査を行うための経費負担が増加する	7県 (北海道、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、岡山県、熊本県)
④ 調査対象施設が多く、調査を取りまとめる県市の負担が増加する	2県 (北海道、宮城県)

(注) 当省の調査結果による。

表4-(1)-イ-⑮ 社会福祉施設等におけるアスベスト含有保温材等の使用状況に関する調査が未実施の県市の意見

区 分	県市数 (県市名)
① 平成26年3月に石綿則が改正されたことを承知していない	6 県市 (千葉県、神奈川県、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市)
② 厚生労働省から調査の実施依頼がない	31 県市 (北海道、宮城県、千葉県、神奈川県、新潟県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、福岡県、広島県、熊本県、札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、福岡市、北九州市、熊本市)
③ 調査の実施に伴う施設所有者等の業務負担や専門家による調査を行うための経費負担が増加する	15 県市 (東京都、埼玉県、千葉県、新潟県、大阪府、岡山県、熊本県、さいたま市、千葉市、新潟市、浜松市、京都市、堺市、福岡市、熊本市)
④ 調査対象施設が多く、調査を取りまとめる県市の負担が増加する	6 県市 (埼玉県、千葉県、さいたま市、千葉市、浜松市、岡山市)

(注) 当省の調査結果による。